

博士論文審査及び最終試験の結果

審査委員（主査） 早津恵美子



学位申請者 崔 瑞 暎 (チェ ソヨン)

論 文 名 モノ・コト主語の使役文の諸相

【審査結果】

本論文は、現代日本語の使役文のうち、主語が人ではない使役文（「モノ・コト主語の使役文」）について、主語が人である使役文との違いも視野に入れながら、文法的・意味的な諸相を実証的に考察し、従来気づかれていなかった種々の特徴を説得的に提示した独創的な研究である。審査委員会は、論文審査と最終試験（公開口述審査）の結果にもとづき、審査委員全員一致で、学位申請者に対して、博士（学術）の学位を授与するのが適切であるという結論にいたった。

なお、審査委員会は、早津恵美子を主査とし、佐藤里美氏（琉球大学法文学部教授、日本語文法論）および学内の中澤英彦教授・南潤珍准教授、川村大准教授の三氏を副査とする5名で構成された。

【論文の概要および概評】

使役文は典型的には、意志主体としての人 が 意志主体である他者に対して 命令したり指示したりして、その他者の意志的な動作を引き起こすことを表わす文であり、二者を表す主語と補語はいずれも人名詞である（「監督が選手に命じて荷物を運ばせた。」）。それに対して、物や事柄や現象を表わす名詞が主語となる使役文もあり（「睡眠薬が人を眠らせる。」「長引く戦争が土地も人々の心も荒廃させた。」「大雪が庭の眺めを一変させた。」「太郎の不真面目な態度が部長を怒らせる。」）、本論文はこれらを「モノ・コト主語の使役文」とよんで、主たる分析対象としている。

本論文では、モノ・コト主語の使役文の特徴として（とくに、典型的な使役文との相違として）、次の諸点を実証的かつ数量的な調査結果とともに、明らかにされている。すなわち、《1》〔主語〕と〔補語＋述語〕が、〔原因〕と〔結果〕という因果関係をなすものがほとんどである。そして、〔原因－結果〕にはいくつかの類型が見出せる。〈vs. 典型的な使役文では、〔意志主体〕と〔意志動作の実行〕という関係のみ〉 《2》主語から補語への働きかけ方は、人の生理状態や心理状態へのなんらかの関わりであり、それが〔原因〕としてはたらく。〈vs. 指示や命令のような要求的な働きかけである〉 《3》〔原因〕にあたる事象は、当該使役文のなんらかの要素（連体修飾節、従属節、デ格補語など）として表現されることがきわめて多い。〈vs. 人主語の使役文では少ない〉 《4》述語事象は主として人の無意志な状態変化の引き起こしである。〈vs. 意志動作の引き起こし〉

《5》文の叙述のタイプとの関係で特徴がある。すなわち、文のタイプとして〔事態叙述型〕（特定の時間に生起・存在する個別的な事態を叙述する文）と〔特徴付け型〕（特定の時間に縛られない主語の性質を特徴付ける文）とを分けたとき、モノ・コト主語の使役は、前者の文にはほとんど現れず、後者の文に多く現れる。〈vs. 人主語の使役はむしろ後者のタイプの文にはほとんど現れない〉以上の諸点は、従来ほとんど明らかにされていない特徴であり、本研究によって、「モノ・コト主語の使役文」と「典型的な人主語の使役文」とが類型として大きく異なることが明らかにされた。

本論文ではまた、主語が、人名詞ではあるものの、その「人」が意志主体としての人ではない使役文（「太郎はきょうも会議中に居眠りをして部長を怒らせた。」「病弱な太郎は両親を心配させた。」）を、「モノ・コト同様の人主語の使役文」とよび、使役文のひとつの類として分析対象とする。そして、この「モノ・コト同様の人主語の使役文」は、上述の諸点において「モノ・コト主語の使役文」と同様の性質を示すとして、両者の類似性を積極的にみとめて大きな一類とし、「人主語の使役文」と対立するものと位置づけている。この点も、本論文ひいては、崔氏の使役文全体の捉え方の大きな特徴である。

日本語の使役文については、様々な理論的立場から研究がなされ、研究成果が蓄積されてきている。しかし、主語が人でない、すなわち、物や事柄や現象が主語である使役文を積極的にとりあげ、網羅的・体系的に研究されたものはほとんどない。佐藤里美(1990)「使役構造の文(2)－因果関係を表現するばあい－」はそういった研究の唯一のものであり、斯学における重要な貢献である。しかし、佐藤(1990)にも解明されていない問題が含まれており、統計的な検証という点も後進に残されていた。本論文は、佐藤(1990)を継承しつつも、独自の視点・切り込みによって、また数量的な調査によって、モノ・コト主語の使役文について多くの新たな発見をもたらし、佐藤(1990)を大きく発展させたものといえる。

【各章の内容】

本論文は、7章からなっている。

第1章〔序章〕では、本研究の目的と方法が述べられ、研究対象とする使役文の基本的な性質が提示される。そして、分析の対象とするデータが現代日本語の約3000例（直接的な分析対象が約2000例、補助的な分析対象が約1000例）の使役文であり、それは主として小説と随筆からの収集であることが説明される。

第2章〔先行研究の概観および、研究対象の位置づけ〕では、これまでの使役文研究の流れや立場およびそれらの成果を紹介しつつ、本研究と関わる問題点が整理される。そして、本論文で対象とする使役文の、使役文全体のなかでの位置づけが確認される。

第3章〔原因と結果の種々のありかたについて〕では、モノ・コト主語の使役文（モノ・コト同様の人主語の使役文を含む）における、〔原因〕〔結果〕それぞれのタイプの取り出し、および用例数の調査がなされる。まず、〔原因〕としては、人や事物や社会の諸側面、人の内部の生理状態・心理状態、自然現象、などがあり、〔結果〕としては、心理的な変化、生理的な変化、社会的な変化、動作、があるという。両者の関係から、〔原因－

結果)のいくつかの類型をとりだしている。そして、これらの総合的な分析によって、モノ・コト主語の使役文の大きな特徴として、事物のもつ何らかの属性が原因となって人に作用し、結果としてその人の心理的な変化を生じさせることを表わす文が約 78 パーセントと圧倒的に多いことが示される(「真夏の寒気が私を身震いさせる」「強圧的な教育は子供に反抗心を起こさせる」「将来への不安が彼を怯えさせる」など)。ほかには、人の生理的な変化の引き起こし(「睡眠薬が人を眠らせる」)、人の社会的な変化の引き起こし(「その記事がかれの知名度を向上させる」)、人の意志動作の引き起こし(「カシャリという音が僕を振り向かせる」)があるが、いずれもきわめて少ない(意志動作の引き起こしは約 4.3%)。

このような偏りをみせる理由として次のことが述べられる。すなわち、心理的な変化は、人間固有の現象であり人間の受け入れ方の多様性が際立つ領域であり、その原因は多種多様である。そしてさらに、多様な原因に対して人それぞれの様々な受け入れ方が発現することから、心理的な変化には各個人の個別性をもっとも現れやすく、出現頻度が高くなるのだという。

第 4 章〔原因の表現形式について〕では、モノ・コト主語の使役文における〔原因の表現形式〕について考察される。従来の研究では、モノ・コト主語の使役文においては、「主語」が〔原因〕を表わすとされていたが、実際の用例調査によって、それ以外の要素によって表現されることも少なくないことが明らかにされる。それはたとえば、《1》連体修飾節(「人を取って食う魔物が棲んでいるという話が、幼い太郎を怯えさせた。」:約 76%)、《2》従属節(「美しいオレンジ色がまたたくまに灰色に変わり、私たちががっかりさせた。」:約 11%)、《3》デ格名詞(「ベルの本は、太陽のような輝きで私の眼を楽しませた。」:約 0.25%)、およびこれらの複合的な使用である。全体として、モノ・コト主語の使役文においては、当該文中の様々な要素(非独立的な要素)によって原因が詳述されるのが大きな特徴である。

第 5 章〔使役文の主語における連体修飾要素と主名詞〕では、第 4 章の考察のなかで明らかになった特徴すなわち、主語名詞が連体修飾節をとっている場合(上の《1》)について、掘り下げて考察される。本論文の冒頭で「典型的な使役文」とした、意志的な存在としての人が主語である使役文では、主語である人名詞が連体修飾を受けている割合は約 9.3%と少なく、モノ・コト主語の使役文とは大きく異なることがわかる。

意志的なヒト主語の使役文で連体修飾要素の必要度が低い理由として、意志的な存在として的人是、指示者や許可者としてのポテンシャルティを有し、意志動作を引き起こす能力が想定可能になっているためだという。一方、モノ・コト主語の使役文において主語が連体修飾要素を伴うことが多いのは、まず、主語が「こと」「の」のような形式名詞をはじめ「事実、出来事、話、考え」のように、その内容を説明する修飾部がないと主語になりにくい名詞が多いこと、また、意志のないモノ・コトが何らかの事態を引き起こすことを表現するためには、事態の生起と密接に関わるモノ・コトの属性を詳述する必要があることによるという。

第6章〔使役文における叙述の類型〕では、ある文が「特定の時間に生起・存在する個別的な事態を叙述する」のか、「特定の時間に縛られない主語（あるいは主語相当のもの）の性質を特徴付ける」のか、という叙述の類型の観点から、使役文のタイプ別の特徴について考察される。この章では、「モノ・コト主語の使役文」と「モノ・コト同様の人主語の使役文」とにみられる相違についても述べられる。

まず、主語化の有無、補語の特定/不特定性、述語のテンス/アスペクトといった構成要素の種々な性質によって一定の構文的な条件ができ、それに支えられて、使役文について、上の前者のタイプすなわち〔事態叙述型〕の文と、後者のタイプすなわち〔特徴付け型〕の文という叙述の2類型が設定できるとされる。そして、〔特徴付け型〕の使役文において、人主語の使役文とそうでない使役文とに大きな異なりがあるという。すなわち、意志的な人主語の使役文では〔特徴付け型〕はわずか0.84%であるが、モノ・コト主語の使役文では約23%、モノ・コト同様の人主語の使役文では、約13%を占めるという。そしてまた、この比率は、モノ・コト同様の人主語の使役文が、人主語の使役文よりもモノ・コト主語の使役文に近いことを示すものだという。

第7章〔結び〕では、まとめとして、本研究で明らかになったことと今後の課題が整理される。後者については、人主語の使役文も含め、使役文全体について考察し特徴を体系的に捉えたいということ、および、モノ・コト主語の他動詞文との異同を明らかにしていきたいということが、研究の次の課題だという。

【講評】

本論文の内容について、各審査委員から様々な方向から評価がなされた。高く評価されるのは次のような点である。

- (1) 日本語学において使役文の研究には様々な立場からの多様な蓄積があるが、本論文のように、主語が人でない使役文に絞って大量の用例を収集し、数量的な傾向を含めて実証的に考察し性質を明らかにした研究はこれまでになく、意欲的な試みである。説明の困難な問題についても、逃げることなく解明に取りくもうとする姿勢も評価できる。
- (2) 全体にわたって綿密で粘り強い記述がなされており、従来の研究では気づかれていなかった多くの興味深い現象や問題点が明らかにされている。
- (3) とくに、〔原因〕と〔結果〕のタイプがきちんと整理されたこと、〔原因〕の表現形式の多様性が実証的に明らかにされたこと、当該の使役文において、連体修飾節や従属節という非独立的な要素を伴った文が多いことを明瞭に示しその意義を考察したことなど、本論文の成果は使役文研究においてたいへん重要である。
- (4) 本論文の成果は、日本語の使役文の性質だけでなく他言語（審査委員の専門分野であるロシア語や朝鮮語など）の使役文の性質にも通底するところがあり、それらの解明にも資するところが大きい。
- (5) 必要な先行研究が参照され、的確に紹介され、またそれらについての評価も適切である。

以上の諸点が高く評価された一方で、各委員からいくつかの疑問点や再考すべき点が指摘された。

- (1) 本研究にとって重要な概念である「モノ」「コト」「人」、さらに「モノ・コト同様の人」について定義があまりしっかりしていない。境界例なども含め、もう少し詳しく議論すべきである。「意志」「意図」「変化」等についても同様である。
- (2) 用例の収集にあたって、テキストが小説と随筆だけであるのは惜しまれる。現代日本語の性質を明らかにするとしたら、多様なジャンルの用例を分析することが必要である。また、地の文と会話文との違いも本研究にとっては重要である。
- (3) モノ・コト主語の使役文を〔事態叙述型〕と〔特徴付け型〕に分けているが、叙述の種類として問題にするならば、「V-(#)ㄷ」が主節述語になっている文に限るべきである。同様の混乱は、原因の表現形式の考察においてもみられる。
- (4) 数量的な偏りの生じた現象について、その理由を理論的に説明しようとする姿勢はよいが、必ずしも論理的な説明になってはいない箇所がある。
- (5) 「モノ・コト同様の人主語の使役文」を「モノ・コト主語の使役文」に近いものとして本論文（「モノ・コト主語の使役文」）で扱っているが、その意義が必ずしも説得的ではない。「人主語の使役文」との関係をあらためて問うべきである。

【総合的な判断】

以上述べたように、本論文は、現代日本語の使役文のうち、人以外のものを主語とする使役文（モノ・コト主語の使役文）について、多くの事例の丁寧な観察をもとに、文法的・意味的な性質を様々な面から考察し、モノ・コト主語の使役文の本質の解明に迫ろうとした意欲的かつ独創的な研究である。不十分な点もなくはないが、今後の日本語使役文研究および他言語の使役文研究にも大きく資する豊かな成果をあげていることは審査委員全員のみとめるところである。各委員からの疑問や批判も、本論文の価値を認めただけで、今後の発展に向けての意見という性質が強い。最終試験においては、論文のいくつかの不備について審査委員から指摘するとともに、審査委員と崔氏との間で学問的な議論を行うことができた。このことは本論文の学術的な高さゆえのことである。その中ではまた、崔氏が本論文の不十分な点をきちんと自覚しており、修正していける力が十分に備わっていることも確かめられた。本論文をもとにさらなる飛躍が期待できるものと判断される。

学位請求論文の内容、最終試験における応答などから総合的に判断した結果、審査委員全員一致で、この研究が博士（学術）の学位を授与するにふさわしいものであるという結論に達した。